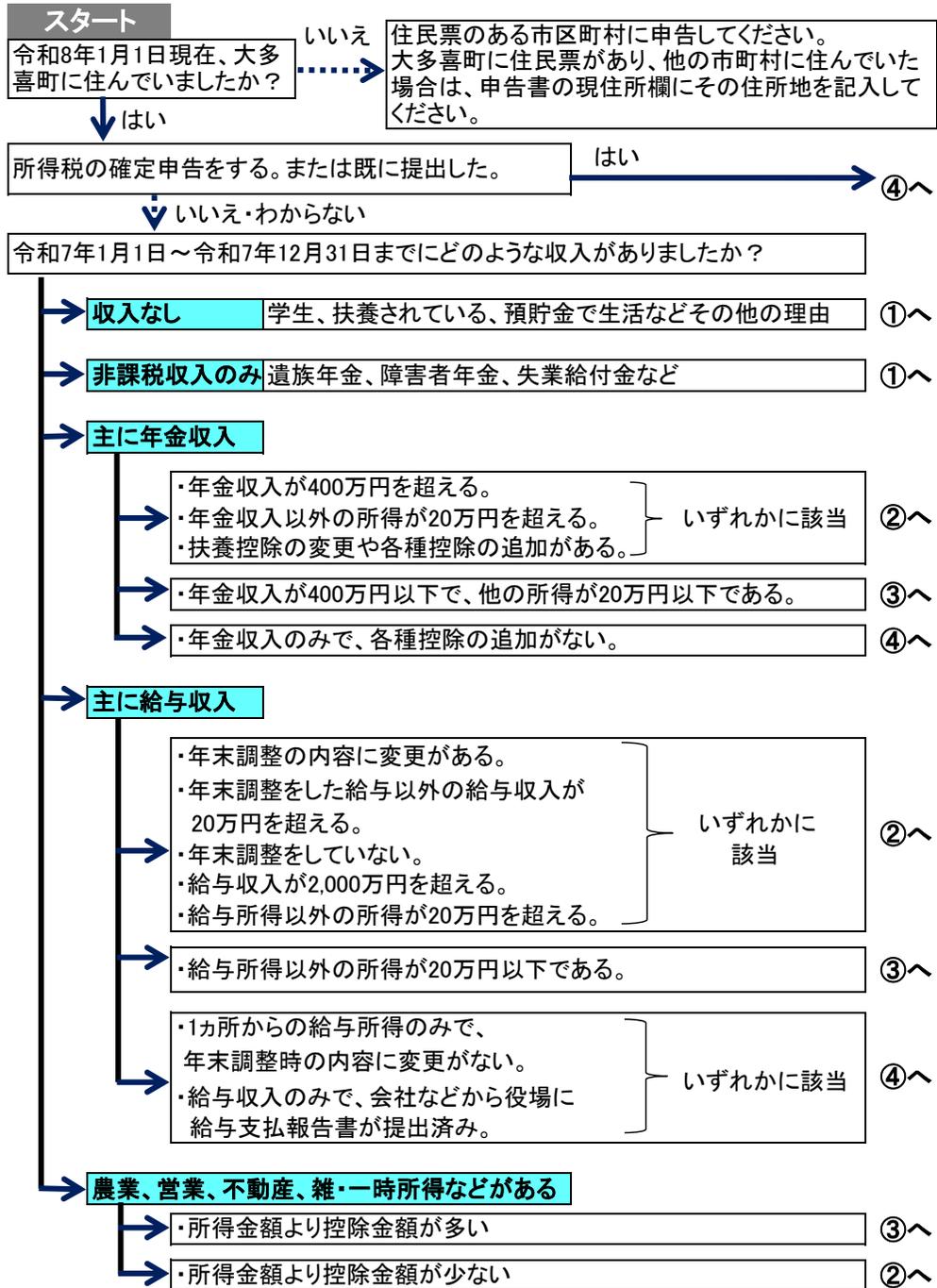


私はどの申告が必要？（下の図で確認してみましょう）



判定結果	
申告区分	
①	町民税・県民税申告書の表面右中央「2 所得金額 合計(⑫)」の欄に「0」と記入し、提出してください。
②	所得税および復興特別所得税の確定申告をしてください。
③	町民税・県民税申告書を作成し、提出してください。 給与・年金などの収入がある場合は源泉徴収票を添付してください。
④	町民税・県民税申告書の提出は不要です。

ご注意

この図は主なケースを記載してあります。どの申告をすればよいか不明な場合は、役場税務住民課課税係までお問い合わせください。（お問い合わせの際は、収入の分かるものをご持参ください。）

※ 次の場合には、確定申告をすると納めた所得税が戻ってくる場合があります

- 年末調整の際に、社会保険料控除・扶養控除・生命保険料控除・住宅ローン控除などの漏れがあった方。
- 給与または年金所得者で、医療費控除・寄附金控除などの所得控除がある方。
- 給与または年金所得者で、給与以外の所得がマイナスとなる方。
- 分離課税等で源泉徴収済の所得（役員報酬・退職所得・株譲渡所得・配当所得・預貯金の利子など）があった方。
- 台風等の被害で建物などに損害があり、所得金額によって雑損控除が適用となったとき。

※ 町民税・県民税の申告は、税額算定だけでなく、福祉関係の基礎資料や国民健康保険税の申告も兼ねています。また、収入がなかった方でも、各種保健や保育、福祉関係の申請、町営住宅の申請や更新、国民健康保険税の軽減などにも利用しますので、収入がない旨の申告をしてください。

問合せ
 大多喜町役場 税務住民課 課税係
 電話 0470-82-2122